

(2) 旧定率法を旧定額法に変更した場合又は定率法を定額法に変更した場合(所基通 49-20)

減価償却資産の償却の方法について、旧定率法を旧定額法に変更した場合又は定率法を定額法に変更した場合には、その後の減価償却費(5年均等償却(所令 134②)による減価償却費を除きます。)は、次のイに定める取得価額又は残存価額を基礎とし、次のロに定める年数に応ずるそれぞれの償却の方法に係る償却率により計算します。

イ 取得価額又は残存価額は、その減価償却資産の取得の時期に応じて次に定める価額によります。

i 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産……その変更した年の 1 月 1 日における未償却残高を取得価額とみなし、実際の取得価額の 10%相当額を残存価額とします。

ii 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産……その変更した年の 1 月 1 日における未償却残高を取得価額とみなします。

ロ 耐用年数は、次に定める年数のいずれかを選択します。

i その減価償却資産について定められている耐用年数

ii その減価償却資産について定められている耐用年数から選定していた償却の方法に応じた経過年数を控除した年数(その年数が 2 年に満たない場合には、2 年とします。)

この場合において、経過年数は、その変更をした年の 1 月 1 日における未償却残高を実際の取得価額(同日前の資本的支出の額を含みます。)をもって除して得た割合に応ずるその耐用年数に係る未償却残高割合に対応する経過年数とします。

(注) 1 経過年数の計算は、一の償却計算単位として償却費を計算する減価償却資産ごとに行います(所規 32)。

2 経過年数に 1 年未満の端数がある場合には切り上げます。

なお、償却の方法を変更した年分の計算式は、次のとおりです。